

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償請求事件

訴訟価額 金 1 0 0 万円也

貼用印紙 金 1 万円也

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金 1 0 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

目 次

第 1、はじめに 本件訴訟の概要と本質	1 頁
第 2、当事者	3 頁
第 3、債務不履行または不法行為の成立	
1、被告学会に対して原告が有する権利もしくは法的利益	4 頁
2、被告学会の違法行為その 1「原告の論文掲載の不当拒否行為」	5 頁
3、被告学会の違法行為その 2「大会での原告の一般講演の申込に対する不当拒否行為」	7 頁
第 4、原告の損害	9 頁

第 1、はじめに 本件訴訟の概要と本質

著名な科学者であり、量子電磁力学でノーベル賞を受賞した朝永振一郎が、晩年、最も力を注いだテーマが「科学者の社会的責任」と「熱力学理論」だった（「物理学とは何だろうか 下」 1979年岩波新書 の解説参照）。この「科学者の社会的責任」と「熱力学理論」（エントロピー論）をライフワークとして今日まで一貫して研究、探求してきたのが本裁判の原告榎田敦である（その略歴は甲 1 の原告陳述書を参照）。

今日、地球の温暖化に関して「いわゆる石油等の化石燃料の燃焼で発生するCO₂が温暖化の原因である」という見解（通説）が世界の社会経済に深刻な影響を及ぼしている。原告は、その研究過程で、この通説の真実性に強い疑問を抱き、これまでに科学的な見地から上記通説に様々な批判を加えてきた（甲24『熱学外論 - 生命・環境を含む開放系の熱理論』（1992年）。甲25『CO₂温暖化説は間違っている』（2006年）など）。その1つが、気温と大気中のCO₂濃度との関係について、通説と正反対の見解（温暖化が大気中のCO₂濃度上昇の原因である。以下、ここではとりあえず気温原因説という）である。

そして、原告と訴外近藤邦明は、2007年、気温原因説のメカニズムをさらに解明する発見をした。2006年に訴外近藤邦明により発表された、大気中CO₂濃度の変化率と気温変化率を35年間にわたって比較した図（甲2の第3図・甲3の第4図）は、気温が原因でCO₂濃度はその結果であることを示すデータであるが、この図において、なにゆえ、気温の変化率がCO₂濃度の変化率より約1年も先行するのか、当時その理由は未解明であった。この問題について、原告と訴外近藤邦明は論文「CO₂濃度の増加は自然現象」（以下、本論文という 甲2～4）において、その理由を解明したのである。それが気温そのものとCO₂濃度の変化率（CO₂濃度の年間平均増加量）とを35年間にわたって比較した図（甲2の第4図・甲3の第5図）であり、この図から両者の変化が極めてよく一致していることが判明した。すなわち、ここから、気温が原因で大気中CO₂濃度の変化率（年間増加量）が決まると結論づけることができた。

ところが、原告と訴外近藤邦明は前記発見を記載した本論文（甲2）を、原告の所属する被告の社団法人日本気象学会（以下、被告学会という）の機関誌「天気」に投稿したところ、査読者¹（レフェリー）のコメントに沿って、2回の改訂を施し問題点をクリアしたにもかかわらず、原告が思いもしなかった理由「数年規模のデータから引き出せる因果関係を、長期的な規模のデータの因果関係と同じであるとするが、それには説得力ある論拠が示されていない」により掲載拒否され、なおかつ本論文を口頭発表するため本年春季大会の一般講演を申込んだが、これも拒否されるに至った。しかし、後に詳述する通り、そもそも本論文は「数年規模のデータから引き出せる因果関係をもって長期的な規模のデータの因果関係」を論ずるなど全く行なっていない。それは誤読しようがないほどに明快である。その意味で、この掲載拒否理由は「いいがかり」「こじつけ」としか言いようがない。それゆえ、これは恣意的な理由により原告の研究発表の自由を奪う違法な行為であり、断じて容認できない。

¹ 学術雑誌に掲載される論文であるかどうかを判断するために、投稿論文の内容について審査を行なう者のことをいう。

本来であれば、かつて原告が、核融合に関する当時の通説を批判した「核融合発電の限界」に関する論文掲載をめぐる、物理学会の学会誌の編集委員会（具体的には編集委員長であった有馬朗人氏）と話し合いの上で解決したように（掲載に至る詳細は甲1原告陳述書2参照）、まずは話し合いにより自主的に解決すべきものである。しかし、今般、原告の度重なる申入れに対しても、被告学会の「天気」編集委員会は聞く耳を全く持たなかった（甲11～14）。そこでやむなく、研究発表の自由を不当に奪われた原告は提訴して、本論文掲載拒否の是非を問うこととしたものである。

もとより本裁判は裁判所に科学論争の決着を求めるものではない。現代社会に深刻な影響を及ぼす科学上の見解について、不当に研究発表の自由の機会を奪うというやり方、その結果、当該見解の真偽を論議する機会も排除するというやり方の是非を問うものである。

第2、当事者

1、原告は、東大大学院博士課程物理学課程から、東大理学部助手(物理教室)を経て、理化学研究所研究員(専攻は物性物理)となる。「石油枯渇後の無限エネルギーという核融合」の虚構を明らかにする過程で、地球が水蒸気を含む大気の循環による熱機関であって、余分のエントロピーを宇宙に捨てることにより、エントロピー増大を免れていることを示した。地球上に存在する生命や人間社会の活動は、この大気と水蒸気の循環の能力の範囲にあり、決して無限にはなり得ないことを示した（甲24「熱学外論 - 生命・環境を含む開放系の熱物理学」第7章参照）。その結果、熱物理学の応用問題として気象学・生命論・経済学などで扱う一切の地球上での活動を研究した（甲25「CO₂ 温暖化説は間違っている」付章「重力場における気体の物理学 対流圏気象学の基礎」参照）。理化学研究所を定年退職後、名城大学商学部(後に経済学部)で環境経済学を教え、またエントロピー経済学を研究した。

原告は、2007年以来、被告学会の通常会員であり、これは社団法人である被告の社員である（甲22定款第6条）

2、被告は、1882年（明治15年）5月に東京気象学会として創立し、1941年（昭和16年）7月18日に組織を変更し社団法人日本気象学会となり、現在、会員数4、300名を越える学会である。

学会の事業及び目的として、「気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内および国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とし、研究会、講演会の開催、機関誌の発行、その他の図書の刊行、研究の奨励と表彰等の事業を行う」ことを掲げている（甲22定款第4条・5条）。

第3、債務不履行または不法行為の成立

1、被告学会に対して原告が有する権利もしくは法的利益

(1)、第2で前述した通り、被告学会は、「気象学の研究を盛んにし、その進歩をはか」ることを目的として研究者たちにより組織された社団法人である（甲22定款第4条）。そこで、所定の入会手続きに従って入会の承認を受け、会費を前納して被告学会の会員となった者は次の特典を有する（下線は原告による。定款第7条・8条）。

第8条 会員は、次の特典を有する。

- 1 . 細則に定められた機関誌の無料配布を受け、かつ、この法人が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること。
- 2 . この法人の催す各種の学術的会合に参加すること。
- 3 . 機関誌に寄稿すること。

そして、前記2号の「学術的会合」の細則を定めた被告学会の細則第11条によれば次の通りである（下線は原告による。甲23）。

第11条 本会は、次の学術的会合を開く。

- 1 . 大会 毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う。
- 2 . 例会 原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う。
- 3 . その他 常任理事会で認められた会合。

従って、前記定款第8条2号の「学術的会合に参加する」ことの第一の意義は、会員が自分の研究を発表することにある（学会である以上、言うまでもないが）。

(2)、すなわち、所定の手続により社団法人である被告学会の会員となった者は、その最も基本的な自益権として、次の権利もしくは法的利益を有する。これらは、ちょうど経済的利益を求めて株式会社の株主となった者が、その最も基本的な自益権として会社に対して利益配当請求権を有するのと同様で、研究の発展、交流を求めて学会に参加した研究者が学会に対して有すべき最も中心的な権利である。

．定款第8条3号に基づき、被告学会に対して、被告学会の機関誌に論文掲載を求める権利もしくは法的利益。

．定款第8条2号に基づき、被告学会に対して、被告学会が催す大会に研究発表を求める権利もしくは法的利益。

(3)、原告は、2007年、所定の入会手続きに従って入会の承認を受け、会費を前納して被告学会の通常会員すなわち社団法人の社員となったものである

(甲22定款第6条)。従って、原告は、その最も基本的な自益権として、被告学会に対し、上記(2)及びの権利もしくは法的利益を有する。

2、被告学会の違法行為その1「原告の論文掲載の不当拒否行為」

(1)、2008年4月28日、原告は、原告と訴外近藤邦明との共著論文(以下、本論文という。甲2)を被告機関誌「天気」に掲載を求めて投稿したのに対し、「天気」編集委員会は、原告に2回の改訂を求めた末に、2009年2月12日、本論文の再改訂稿(甲4)に対し掲載拒否を決定した(甲10)。

しかし、以下に述べる通り、この掲載拒否には正当性が全く見出せない。

(2)、「天気」編集委員会が本論文の掲載を拒否した理由は次の通りである。

《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされておりますが、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点においての説得力のある論拠が示されていません》。(甲10。2009年2月12日付「天気」編集委員会から原告への書面1頁下から10行目～)

(3)、すなわち、「数年規模の短期における因果関係が長期においてもそのまま妥当すると論文は主張しているが、そのための十分な論拠が示されていない」というものである。しかし、そもそも本論文はそのような主張をどこにもしていない。なぜなら、本論文では、

ア、数年規模ではなく、1969年から2003年までの35年間という長期の変動を分析しており(甲2の第4図または甲3の第5図参照)

イ、さらに、この35年間の変動について、初稿(甲2)の時から終始「長期的傾向を除く」²という操作をしておらず(甲2。3頁15行目。同頁下から8～5行目。)

ウ、従って、35年間という長期の変動の分析から、長期における「気温と大気CO₂の因果関係」を導き出すという極めて単純明快なロジックだからである。

(4)、さらに、本論文は当初から、査読者から、次の通り、科学的論文としての、それも高いレベルの科学的論文としての評価を受けていた。

《これまで考えられなかった新しい発見への道を開く可能性もある》(甲5。

²キーリングは、甲2の第1図の単純増加を続ける各年のCO₂濃度の測定値から「長期的傾向の平均増加量」を引き算することにより、CO₂濃度の変化の挙動を見やすくする甲2の第2図を作成したが、このように、各年のデータから「長期的傾向の平均量」を引き算すること。

査読者Aの1回目のコメント。冒頭部分)

《定説を覆そうという非常に野心的な試みであり、その意欲は評価できる》
(甲5。査読者Bの1回目のコメント。冒頭部分)

《本論文は 科学的論文であると認識する》(甲5。査読者Aの1回目のコメント。3))

(5)、その上、本論文の初稿(甲2)に見い出された問題点も、査読者のコメントを参考にしながら、改訂稿(甲3)において基本的にクリアしたことは、以下の査読者の指摘からも明らかである。

ア、《本稿は第1稿に対してのコメントに沿って、考察部分を大幅に増やしていることは評価できる。これによって著者らが本論文の結論を導いた理由が幾分明らかになり、議論がしやすくなった。》(甲7。査読者Aの2回目のコメント。冒頭部分)

イ、《今回の原稿は、前回の査読コメントを受けて多くの点で改善したと認められる。》(甲7。査読者Bの2回目のコメント。冒頭部分)

(6)、そこで、原告と訴外近藤邦明は、査読者に認められた本論文の改訂稿(甲3)の前半(事実に関する部分)の発表を急ぐこととし、本論文の再改定稿(甲4)作成にあたって、改訂稿(甲3)を事実に関する前半部分と考察に関する後半部分とに分割し前半部分のみを再改定稿(甲4)として提出したのであり、これが科学論文として完成されたものであることは、原告の意図を理解した査読者の次の指摘からも明らかである。

《前回の原稿にあった考察部分を切り離されたことにより、今回の原稿はシンプルに観測事実とその解釈を論じるものになった。その結果、著者らの主張は、おおむね明確に記述されていると判断できる。》(甲10。査読者Bの3回目のコメント。冒頭部分)

(7)、もちろん本論文の再改定稿(甲4)に寄せられた査読者のコメントには、前記(2)に掲げられた拒否理由以外のものも存在したが、しかし、それらはいずれも、掲載の判断権者である「天気」編集委員会の拒否理由として取り上げられなかった。のみならず、それらのコメントはいずれも、本来《定説を覆そうという非常に野心的な試みであ》る本論文に対する科学論争として論文掲載後に論争すべきものであって、そもそも掲載拒否の理由にならない。

(8)、本件は根本的には科学とはいかにあるべきかという問題に帰着する。すなわち、科学とは反論を許す開かれたものなのかどうか、ということである。科学の本来の姿とは、約80年前の1930年、量子力学の根幹(不確定性原理の成立)をめぐってアインシュタインの反論とボーアの再反論が交わされた有

名なソルヴェイ会議³を持ち出すまでもなく、30年前、原告自身が遭遇した、核融合に関する当時の通説を批判した原告の「核融合の限界」に関する論文を物理学会学会誌に掲載するか否かをめぐって紛糾したとき、当時の編集委員長有馬朗人⁴氏が原告の言い分に耳を傾け、掲載を決めた出来事、これだけで十分である。これこそ反論に謙虚に耳を傾ける科学本来の姿だからである。科学者の集団を掲げる以上、被告学会も科学的精神の原点に立ち返って、有馬朗人氏のやり方を範例とすべきである。

(9)、小括

以上縷々述べた理由から、被告学会の本論文掲載拒否には正当性がないことが明らかである。

よって、

・ 第一次的に、被告学会の本論文掲載拒否行為により、原告が被告学会に対し有する前記4頁の1(2)に掲げる自益権、すなわち「被告学会に対して、被告学会の機関誌に論文掲載を求める権利もしくは法的利益」の実現を違法に妨げる債務不履行が成立する。

・ 仮に、上記債務不履行が認められないとしても、実際に違法な本論文掲載拒否を行った被告学会の「天気」編集委員会の委員らには不法行為責任（民法709条）が成立する。そして、その使用者である被告学会と「天気」編集委員会の委員らとの間に指揮監督の関係があることは明らかであるから、その結果、被告学会には民法715条の使用者責任が成立する。

3、被告学会の違法行為その2「大会での原告の一般講演の申込に対する不当拒否行為」

(1)、本年2月5日、原告は、被告学会主催の2009年春季大会において、本論文の再改訂稿（甲4）を主な内容とする一般講演（以下、本一般講演という）を被告学会に申し込んだところ（甲15）、3月16日、被告学会の講演企画委員会は、「ご発表は学術的講演ではな」という理由で、本一般講演拒否の決定をした（甲18）。

そこで、原告は、3月19日、改めて、本一般講演のエッセンスを説明し、これが《学術的講演》そのものであることを説明し、なおかつ、温暖化に関する通説は現代社会に大きな影響を及ぼしており、その当否を検討することは科学者の社会的責任であり、被告学会の役目であると指摘し、前記決定の取り消しを求めた（甲19）。これに対し、3月31日、被告学会の講演企画委員会

³ その詳細は、アブラハム・パイス「神は老獺にして」25a.1925-31年：論争の始まりを参照。

⁴ 後の東大大学長、文部大臣。その詳細は、甲1の原告陳述書参照。

は原告に対し、《講演内容は学術的講演ではないと判断》という回答をくり返した(甲20)。

しかし、以下に述べる通り、被告学会の講演企画委員会の本一般講演拒否の決定には正当性が全くない。

(2)、本一般講演の主たる内容は本論文の再改訂稿(甲4)そのものであり、従って、前記2(4)で述べた通り、本論文の査読者から科学的論文としての、それも高いレベルの科学的論文としての評価を受けているものであり、本一般講演が《学術的講演》であることは火を見るよりも明らかである。

(3)、加えて、原告はこれまでに、下記の通り、被告学会主催の大会に、温暖化に関する通説を批判する一般講演を申し込み、いずれも実現しており(甲21の1~3)、同じく通説を批判する本一般講演だけ拒否される合理的な理由は全く存在しない。

記

2007年10月 2007年秋季大会で、一般講演「CO₂温暖化説は間違っている」
2008年5月 2008年春季大会で、一般講演「CO₂温暖化説は間違っている(2)」
同年11月 2008年秋季大会で、一般講演「CO₂温暖化説は間違っている(3)」

(4)、本一般講演の予稿原稿(甲15の2)で「科学者の社会的責任」に言及している部分については、

ア、もともと科学者の社会的責任とは、科学者の研究の意味を最後まで真面目に考え抜いたときに自ずと直面するテーマのことであり、これまで、アインシュタイン、湯川秀樹、朝永振一郎などの物理学者(核戦争に関するパグウォッシュ会議)や生命科学者(遺伝子組換え技術に関するアシュロマ会議)の行動などでよく知られていることである。

イ、本件では、温暖化に関する通説が現代の社会経済やエネルギー政策に深刻な影響を及ぼしている以上、温暖化に関する通説が誤まりではないかどうかについて真摯な吟味を行なうことは気象学者にとって避けて通れない問題であり、気象学者の社会的責任を果すことである。本一般講演ではそのことの重要性を指摘したものにほかならない。

ウ、だからといって、本一般講演が紛れもない《学術的講演》であることは、ちょうど、夏目漱石の小説中に文明批評が含まれているのを当時の通説(自然主義)から「不純だ」と不評を買ったが、だからといって漱石の作品が紛れもない「小説」であるのと同様である。

(5)、小括

以上縷々述べた理由から、被告学会の本一般講演拒否には正当性がないことが明らかである。

よって、

．第一次的に、被告学会の本一般講演拒否行為により、原告が被告学会に対し有する前記4頁の1(2)に掲げる自益権、すなわち「被告学会に対して、被告学会が催す大会に研究発表を求める権利もしくは法的利益」の実現を違法に妨げる債務不履行が成立する。

．仮に、上記の債務不履行が認められないとしても、実際に違法な本一般講演拒否を行った被告学会の講演企画委員会の委員らには不法行為責任(民法709条)が成立する。そして、その使用者である被告学会と講演企画委員会の委員らとの間に指揮監督の関係があることは明らかであるから、その結果、被告学会には民法715条の使用者責任が成立する。

第4、原告の損害

1、慰謝料

(1)、以上述べた通り、本来なら、被告学会は、会員である原告が投稿し、査読者のコメントに対応して問題点をクリアした本論文(甲4)を掲載すべきにも関わらず、恣意的な理由を挙げて掲載拒否に及んだものであり、そのために、原告と訴外近藤邦明が発見した新事実は、《ほぼ1年間、店晒しになり》(甲11)原告が受けた精神的苦痛は測り知れない。

(2)、また、本来なら、被告学会は、会員である原告が大会で本論文を内容とする一般講演の申込みにしたのに対しこれを認めるべきにも関わらず、原告の講演は《学術的でない》という理由で講演拒否に及んだものであり、暴言としか言いようのない「理由なき拒否」のため原告が受けた精神的苦痛は測り知れない。

(3)、その上、前記(1)及び(2)の事態解決のため、原告が被告学会に積極的に申し入れしたにもかかわらず(甲11、13、19)被告学会は、《30年前の物理学会誌投稿拒否問題で当時の編集委員長有馬朗人氏が取られた対応とは天と地の差》(甲1。9頁5行目)で回答し、誠意のかけらも示さなかった。

(4)、それゆえ、前記(1)から(3)で原告の被った精神的苦痛を慰謝するためには、その慰謝料の金額は少なくとも100万円を下らない。したがって、被告学会は、慰謝料として、金100万円を支払う義務がある。

2、よって、原告は被告学会に対し、請求の趣旨第1項に記載の通り、金100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済に至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

2009年5月27日付証拠説明書記載の通り

添付書類

- | | |
|------------|----|
| 1、訴訟委任状 | 1通 |
| 1、代表者事項証明書 | 1通 |

2009年 5月27日

原告訴訟代理人
弁護士

柳 原 敏 夫

東京地方裁判所民事部 御中

当事者目録

〒226-0013

神奈川県横浜市緑区寺山町5-2-4

原 告 槌 田 敦

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビルヂング北館5階512区

武藤綜合法律事務所 (送達場所)

電話 03(6268)5880

FAX 03(6268)5881

上記訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目3番4号 気象庁内

被 告
代表者理事

社団法人日本気象学会
新 野 宏

以 上